

「第2期三次市空家等対策計画（案）」に関するご意見とそれに対する三次市の考え方

令和4年3月31日

部署名：建設部都市建築課

「第2期三次市空家等対策計画（案）」について、令和4年3月3日から3月22日まで三次市のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、2通（6件）のご意見いただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 三次市の考え方 |
|----|--|----|--|
| 1 | 市営住宅の一部をウィクリーマンション化させる。 | 1件 | 本計画は、三次市が所有・管理するものを対象としておりませんので、市営住宅は対象外となります。 |
| 2 | 空き家を管理するNPOを作り、サテライトオフィス化、定住体験住宅化、別荘化 | 1件 | 三次市はNPO法人の設立に直接関与することはできませんが、空き家等対策に関するNPO法人の活動などの情報提供を行いたいと考えております。 |
| 3 | 課題にあったように、不動産業者と市の連携がとれておらず、業者が関わっている空き家がどのくらいあるのか、なかなか把握ができない。急な入居でおどろくことがあるし、かかわり方が難しい場合もある。 | 1件 | 個人情報の保護に関する法律、宅地建物取引業法及び関係規範を遵守しながら、関係者との連携体制の推進に努めていきます。 |
| 4 | 空き家の荷物が多くて、空き家情報バンクへ登録が難しいという方もいる。持ち主への助成金や相談窓口を作るなど必要では。 | 1件 | 三次市では、平成30年度から令和2年度において、三次市空き家情報バンクへの登録促進のため「三次市空き家バンク家財等処分費用補助金交付要綱（現在廃止）」を制定し、対象者へ補助を行っていましたが、令和3年度から現在においては、移住コーディネーターを配置することで登録促進を行ってい |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 三次市の考え方 |
|----|---|-----|--|
| | | | <p>るところです。</p> <p>三次市空き家情報バンクに登録が難しい要因としては、空き家の荷物が多くて登録が難しい場合のほか、相続登記ができていないなど他の事情をお持ちの場合もあるため、各種専門家団体などと連携し、空き家になる前からの相談も含めて、適切な相談窓口へ繋げていく体制の構築及び情報提供に努めていきます。</p> <p>空き家の荷物や家財の整理方法などにつきましては、広島県の空き家専門家派遣制度などを活用し、家財処分などに関する専門家の講演会や勉強会などの開催を検討します。</p> |
| 5 | <p>中山間地域は特に空き家への害獣の侵入も多く、空き家も荒れやすくなる。害獣駆除などの対策もあわせて取らないと、人が住めない土地となってしまう。</p> | 1 件 | <p>鳥獣が住み着く要因として、空き家周辺に良好な餌場があるなど、鳥獣にとって快適な環境がある場合が挙げられます。</p> <p>市は、農地への野菜くずや生ごみを放置・散布しないことや放任果樹の伐採、また、鳥獣の追い払いなど、地域で鳥獣を寄せ付けない環境を整備するよう、集落ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策の普及・啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、餌場となっている農地への侵入を防ぐ防護柵設置に対する支援や有害鳥獣駆除班などによる加害個体の駆除などを実施しています。</p> <p>空き家の適正管理の啓発を行う中で、空き家が動物などの住処となる可能性も含めて、不適正管理な空き家を放置するリスクの情報発信や、利用しない空き家の除却推進に努めていきます。</p> |
| 6 | <p>年に一度位、庁外関係団体や、庁内部局が集まり、市の現状、今後どういう連携が大切かなど話し合い、顔</p> | 1 件 | <p>市と関係者間の情報交換などは、空家等対策や推進体制などの改善をしていくためのご意見やご協力を得られる機会であると考えます。どのような開催形式とするかも含め</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 三次市の考え方 |
|----|------------------|----|------------|
| | を合わせる機会があればうれしい。 | | て、検討を行います。 |

<連絡先>

部署名：三次市建設部都市建築課

住 所：〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

電 話：0824-62-6385

ファックス：0824-62-6166

電子メール：toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp